

○元愛知県立新城東高等学校グラウンドの使用運営に関する要綱

令和6年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、元愛知県立新城東高等学校の敷地（以下「元学校用地」という。）の有効活用に関して、新城市と愛知県教育委員会で締結した「元教育施設管理運営委託契約」及び「元愛知県立新城東高等学校用地活用基本構想」（令和6年1月策定）に基づき、市が元学校用地の整備に着手するまでの期間における、元愛知県立新城東高等学校グラウンド（以下「元新城東高校グラウンド」という。）のスポーツ活動における暫定的活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 元新城東高校グラウンドの使用時間は、午前8時30分から日没までとする。

(使用届出方法)

第3条 元新城東高校グラウンドを使用しようとする者は、使用しようとする月の前々月の1日から使用日の5日前までに、元新城東高校グラウンド使用申込書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、元新城東高校グラウンドの使用申込書を受理するものとする。

(使用の取消手続)

第4条 前条第2項の規定により使用の申込書を提出した者（以下「使用者」という。）が使用の取消しを受けようとするときは、使用日の2日前までに、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申し出を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、前項の申し出を受け入れるものとする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 特別の設備を設置するときは、事前に市長に申し出るとともに、終了後直ちに原状に復し、市長にその旨を届けること。

- (2) 使用後は、清掃し、常に清潔に努めること。
- (3) 施設を大切にすること。
- (4) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (5) 使用の届出のない施設等を使用しないこと。

(行為の禁止事項)

第6条 元新城東高校グラウンドを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 樹木の伐採、盗掘等を行うこと。
- (2) 市長が指定する場所以外に車等を乗り入れること。
- (3) 喫煙又は火気を使用すること。
- (4) 乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- (5) 行商、募金その他これに類する行為を行うこと。
- (6) その他衛生、風紀、保安を害し、又は施設の管理上障害となる行為を行うこと。

(使用の禁止又は制限)

第7条 市長は、元新城東高校グラウンドを使用する者の危険防止のため必要があると認めるときは、使用の禁止又は制限をすることができる。

(使用の廃止)

第8条 元新城東高校グラウンドの使用は、新城市と愛知県教育委員会で締結された「元教育施設管理運営委託契約」の契約満了又は解除をもって廃止とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、元新城東高校グラウンドの使用運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

様式第 1

元愛知県立新城東高等学校グラウンド使用申込書

年 月 日

新城市長

団 体 名

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり元愛知県立新城東高等学校グラウンドの使用を申し込みします。

記

利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
利用予定人数	人
利用種目	